

# 令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	33	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第二条第二項に規定する発電設備）に係る課税標準の特例について、地域と共生した国産再生可能エネルギーの普及拡大を図るため見直しを行った上で、適用期限（現行2年）を延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容 上記設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減する。（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備に限る。） 1/2（1/3～2/3）</li> </ul> <p>（以下の4設備は再エネ特措法の認定に係るものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第八条第一項に規定する促進区域に設置された洋上風力発電設備、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく認定地域脱炭素化促進事業、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画、港湾法及び自治体条例に基づいて取得した設備等、地域と共生した再エネを促進するための一定の設備に限る。） 2/3（1/2～5/6） ただし、洋上風力発電設備については、1/2（1/3～2/3）</li> <li>・ 中小水力発電設備 5,000kW以上 3/4（7/12～11/12） 5,000kW未満 1/2（1/3～2/3）</li> <li>・ 地熱発電設備 1,000kW以上 1/2（1/3～2/3） 1,000kW未満 2/3（1/2～5/6）</li> <li>・ バイオマス発電設備 1万kW以上 2/3（1/2～5/6） 1万kW未満 1/2（1/3～2/3）</li> </ul> <p>※ 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上記の括弧書の間で設定）。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第25項、同法施行規則附則第6条第56項～第65項		
減収見込額	[初年度] 0（▲5,575）	[平年度] 精査中（▲5,575）	（単位：百万円）
	[改正増減収額] -		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的  第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）においては、国内における電力需要は、DX やGXの進展に伴い増加が見込まれ、脱炭素電源を拡大することで対応する必要があり、脱炭素効果の高い電源である再生可能エネルギーは、S+3Eを大前提に、主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととされている。なお、2040年度におけるエネルギー需給の見通しでは、野心的な目標を前提に、再生可能エネルギーについて2023年度に22.9%の電源構成の割合であるところ、2040年度に4～5割程度とされている。</p> <p>さらに、国産再生可能エネルギーの普及拡大により、技術自給率の向上を図ることは、2050年カーボンニュートラルの実現等に向けた排出削減と我が国の産業競争力の強化に資するものであり、こうした観点からも次世代再生可能エネルギー技術の開発・社会実装を進めていく必要があるとされている。</p> <p>一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストの高さといった経済面での課題が存在する。第7次エネルギー基本計画における再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けて、発電コスト削減と再エネ特措法の措置による国民負担の抑制を図りつつ、電源ごとの実態に即した再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性  現在、エネルギーミックスの実現や再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、再エネ特措法の適切な運用に加え、FIP制度の促進策や長期安定電源化に資する施策、技術や事業モデルの確立に向けた技術開発・実証などの総合的な支援を行っているところ。</p> <p>上記の政策目的を達成し、再生可能エネルギーを我が国の主力電源としていくためには、これらの制度、予算、規制改革等の政策措置に加え、税制面での優遇措置により、発電事業者等に対する政策誘導を行う必要がある。</p> <p>具体的には、再生可能エネルギーの開発初期には、不具合への対処や様々な技術的調整、資材の高騰等により追加費用が発生するとともに、売電収入が得られないためにキャッシュフローのひっ迫が生じるところ、これが負担となって発電事業者の投資判断に負の影響を与えている。一方、再エネ特措法による支援は、売電収入により長期的な資金回収を担保するものであるため、こうした事業リスクには対応することができない。このため、本制度によって、事業者の初期のキャッシュフロー確保を直接支援することにより、事業開始前後で極大化する事業リスクを低下させ、事業者の投資判断を確実にし、さらには再投資の拡大を図ることが重要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	2040年度エネルギーミックス（令和7年2月資源エネルギー庁「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」）で示されている、野心的な目標を前提とした2040年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合4～5割程度を目指し、電源毎の実態に即した再生可能エネルギーを最大限導入する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	令和10年3月31日までの2年間の延長 ただし、風力発電設備については、令和14年3月31日までの6年間の延長
		同上の期間中の達成目標	2040年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合4～5割に向けて、適用対象年度において着実に再エネ設備の導入を促進する。
		政策目標の達成状況	発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：2040年度に4～5割） （出典：総合エネルギー統計（確報値）） ※（）内は水力を除く数値 2019年度 18.2%（10.4%） 2020年度 19.9%（12.0%） 2021年度 20.5%（12.8%） 2022年度 21.8%（14.2%） 2023年度 22.9%（15.3%）  再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在22.9%（水力を除いて15.3%）であり、2040年度に40%～50%の見通しに対しては、本税制措置により一層、再エネ導入を促進する必要がある。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和8年度の適用件数：精査中
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。 再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成24年6月末までで約2,060万kWであったところ、令和6年12月末までで累計約8,122万kWの導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。 令和7年度に実施したアンケート調査によると、再エネ特措法の認定に係る設備について、全体の約38%が特例措置を活用したと回答しており、本税制措置により太陽光発電については、FIT認定設備を税制の対象としていた平成27年度までは約1,630万kW、自家消費設備を税制の対象としていた平成28年度以降は約5.4万kW、太陽光以外の発電については、制度開始以降に約370万kWの導入促進効果があったとみられる。
		相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置 なし

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>○予算措置（令和7年度）  「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」（50.2億円、※環境省計上予算、経済産業省連携事業）  「地域脱炭素推進交付金」（385.2億円、※環境省計上予算）  「民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業」（34.5億円、※環境省計上予算）  「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」（20億円、※環境省計上予算）</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>課税標準の特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができ、すそ野の広い支援措置であることが特徴である。他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○再エネ特措法による支援措置（固定価格買取制度等）  再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府が定めた調達価格・調達期間買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○財政投融资  （1）日本政策金融公庫  資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、低利融資を行うことで、再生可能エネルギー発電設備等の導入に必要な資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利の低減を図ることにより、イニシャル面及びランニング面で支援するもの。</p> <p>（2）株式会社脱炭素化支援機構  前例に乏しく投融资の判断が難しい、認知度が低く関係者の理解が得られにくい等の理由から資金調達が難しい脱炭素化に資する事業に対して、国及び民間からの出資による官民ファンドである株式会社脱炭素化支援機構（JICN）が資金供給その他の支援を行うことにより、民間投資の一層の誘発を図る。</p> <p>○予算措置  （1）ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業  ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、将来の普及フェーズも見据えて拡張性が高い設置場所（同種の建物への施工の横展開性が高い場所等）への導入を支援することで、社会実装モデルの創出に貢献する。</p> <p>（2）地域脱炭素推進交付金  意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援するもの。</p> <p>（3）民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業  民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図るもの。</p> <p>（4）地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業  地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化の同時実現を支援するもの。</p>

		<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>平成 24 年 7 月の再エネ特措法の施行後、各電源において一定程度導入が進んでいるが、2023 年度において、太陽光発電では、電源構成比で約 9.8%、中小水力発電では約 7.6%、バイオマス発電では約 4.1%、地熱発電では約 0.3%、風力発電では約 1.1%であり、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上ではさらなる措置を講じていく必要がある。</p> <p>第 7 次エネルギー基本計画においては、「脱炭素効果の高い電源である再生可能エネルギーは、S+3Eを大前提に、主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととしている」との方針が示されている。上記の導入状況を踏まえ、この目標を実現するためには、国産再生可能エネルギーを中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き再エネ特措法の認定に係る設備等を特例措置の対象とする。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整、資材の高騰等に対応を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。</p>																									
<p>これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項</p>	<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>		<table border="0"> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>適用件数</td> <td>220 件</td> <td>減収額</td> <td>2,259 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>適用件数</td> <td>166 件</td> <td>減収額</td> <td>2,067 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>適用件数</td> <td>169 件</td> <td>減収額</td> <td>2,035 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>適用件数</td> <td>157 件 (推計)</td> <td>減収額</td> <td>1,279 百万円 (推計)</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年度</td> <td>適用件数</td> <td>117 件 (推計)</td> <td>減収額</td> <td>1,518 百万円 (推計)</td> </tr> </table> <p>&lt;推計方法&gt; 減収額について、令和 5 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載の実績値を基に記載。</p>	令和 3 年度	適用件数	220 件	減収額	2,259 百万円	令和 4 年度	適用件数	166 件	減収額	2,067 百万円	令和 5 年度	適用件数	169 件	減収額	2,035 百万円	令和 6 年度	適用件数	157 件 (推計)	減収額	1,279 百万円 (推計)	令和 7 年度	適用件数	117 件 (推計)	減収額	1,518 百万円 (推計)
	令和 3 年度	適用件数	220 件	減収額	2,259 百万円																							
	令和 4 年度	適用件数	166 件	減収額	2,067 百万円																							
令和 5 年度	適用件数	169 件	減収額	2,035 百万円																								
令和 6 年度	適用件数	157 件 (推計)	減収額	1,279 百万円 (推計)																								
令和 7 年度	適用件数	117 件 (推計)	減収額	1,518 百万円 (推計)																								
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>		<table border="0"> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>適用総額 (課税標準)</td> <td>: 161,338 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>適用総額 (課税標準)</td> <td>: 147,633 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>適用総額 (課税標準)</td> <td>: 145,370 百万円</td> </tr> </table>	令和 3 年度	適用総額 (課税標準)	: 161,338 百万円	令和 4 年度	適用総額 (課税標準)	: 147,633 百万円	令和 5 年度	適用総額 (課税標準)	: 145,370 百万円																	
令和 3 年度	適用総額 (課税標準)	: 161,338 百万円																										
令和 4 年度	適用総額 (課税標準)	: 147,633 百万円																										
令和 5 年度	適用総額 (課税標準)	: 145,370 百万円																										
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>		<p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、令和 6 年 12 月末までで累計約 8,122 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。</p> <p>令和 7 年度に実施したアンケート調査によると、再エネ特措法の認定に係る設備について、全体の約 38%が特例措置を活用したと回答しており、本税制措置により太陽光発電については、FIT認定設備を税制の対象としていた平成 27 年度までは約 1,630 万 kW、自家消費設備を税制の対象としていた平成 28 年度以降は約 5.4 万 kW、太陽光以外の発電については、制度開始以降に約 370 万 kW の導入促進効果があったとみられる。</p>																										

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>○2030 年度におけるエネルギー需給の見通し（令和3年10月） 2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を36～38%とする。</p>															
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>再生可能エネルギーは、再エネ特措法を中心とした様々な支援施策により導入が進みつつあるものの、安定供給やコストの面で課題も残っており、導入量もいまだ目標達成の途上にある。2030年度のエネルギーミックス達成に向けて、研究開発や規制の合理化等の政策を動員して進めているところであり、本税制措置は設備導入促進を図る措置として、引き続き継続する必要がある。</p> <p>発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：2030年度に36～38%） （出典：総合エネルギー統計（確報値）） ※（）内は水力を除く数値</p> <table border="0"> <tr> <td>2019年度</td> <td>18.2%</td> <td>(10.4%)</td> </tr> <tr> <td>2020年度</td> <td>19.9%</td> <td>(12.0%)</td> </tr> <tr> <td>2021年度</td> <td>20.5%</td> <td>(12.8%)</td> </tr> <tr> <td>2022年度</td> <td>21.8%</td> <td>(14.2%)</td> </tr> <tr> <td>2023年度</td> <td>22.9%</td> <td>(15.3%)</td> </tr> </table>	2019年度	18.2%	(10.4%)	2020年度	19.9%	(12.0%)	2021年度	20.5%	(12.8%)	2022年度	21.8%	(14.2%)	2023年度	22.9%	(15.3%)
2019年度	18.2%	(10.4%)														
2020年度	19.9%	(12.0%)														
2021年度	20.5%	(12.8%)														
2022年度	21.8%	(14.2%)														
2023年度	22.9%	(15.3%)														
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成21年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を3分の2とする特例措置が創設</p> <p>平成23年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止（サンセット）。</p> <p>平成24年度 対象設備を再生可能エネルギー特措法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設</p> <p>平成26年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成28年度 適用期限を2年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を1/3から1/2へ深掘り。</p> <p>平成30年度 適用期限を2年延長し、5電源それぞれについて、発電規模に応じて割合を一部縮減。</p> <p>令和2年度 適用期限を2年延長し、中小水力発電設備については発電規模に応じて割合を一部縮減。</p> <p>令和4年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和6年度 適用期限を2年延長し、太陽光発電設備については要件を見直し、バイオマス発電設備については一部の設備において割合を一部縮減。</p>															